三朝町職員の給与に関する条例の 一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、 地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、 本議会の議決を求める。

平成元年十二月二十日

三朝 町 長 安 田 郞

平 成元年 焓胃 弐 五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第二十五号)の一部を次のように改正す

る。

第一条及び第二条第一項中「通勤手当」の下に「、単身赴任手当」を加える。

に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項第一号中「二万千円」を「三 万円」に改め、同項第二号を次のように改める。 第十一条第一項第二号中「自転車その他」を「自動車その他の」に、「自転車等」を「自動車等」

前項第二号に掲げる職員 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道五キロメー 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

ル未

使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千百円

満である職員 二千円

使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 六千二百円

使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 八千三百円

使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万四百

使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万二千五百円

ト 使用距離が片道三十キロメートル以上である職員 一万四千六百円

第十一条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「二万千円」を「三万円」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

## (単身赴任手当)

第十一条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その と認められない場合は、この限りでない。 単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から 在動する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して町規則で定める基準に照らして困難である ることが通動距離等を考慮して町規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、 当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在動する公署に通動す 他の町規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、

居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が町規則で定める距離以上である職員にあ っては、その額に、一万八千円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて町規則で定める額を加 単身赴任手当の月額は、二万円(町規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住

3 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者をい められるものとして町規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認 るもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して町規則で定める職 公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町規則で定める基準に照らして困難であると認められ いた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する れに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町規則で定めるやむを得ない事情により、同居して う。)又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、こ 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支

第十九条第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。給に関し必要な事項は、町規則で定める。

第二十条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合において

は」を削る。

第二十一条第三項中「四十七万九千円」を「四十九万四千円」に改める。

表第一を次のように改める。

### 別 表 第 一 (イ) 行政職給料表 (第三条関係)

職務の級	1 极	2 极	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額						
1	103, 400	126, 300	146, 600	177, 800	193, 900	212, 200	230, 100	249, 500
2	106,600	132, 100	153, 700	185, 800	202, 300	221, 100	239, 100	258, 900
3	110,000	139,000	161,000	193, 800	211,000	230, 000	248, 200	268, 400
4	113, 500	146, 500	168, 400	202, 100	219, 500	238, 900	257, 300	278, 100
5	117, 300	153, 200	175, 900	210, 700	228,000	247, 800	266, 600	288, 000
6	121,700	158, 700	183, 400	219, 100	236, 400	256, 700	275, 900	297, 800
7	126, 300	164, 200	190, 600	227, 300	244, 700	265, 600	285, 300	307, 600
8	130, 500	169, 400	197, 700	235, 400	252, 800	274, 700	294, 700	317, 400
9	134, 300	174, 100	203, 900	243, 200	260, 900	283, 800	304, 100	327, 100
10	137,700	178, 500	209, 800	250, 700	268, 900	293, 000	313, 500	336, 900
11	140, 600	182,700	215, 600	258, 400	276, 900	302, 300	322, 700	346, 600
12	143,600	186, 900	221, 200	266, 100	284, 500	311,600	331, 800	356, 300
13	146, 100	191,000	226, 800	273, 300	291, 800	320, 600	340, 400	365, 500
14	148, 500	194, 200	231, 900	280, 300	299, 100	329, 200	348, 000	374, 500
15	150, 900	197, 200	236, 800	286, 600	305, 000	337, 200	354, 900	381, 900
16	152, 500	200, 200	241,600	292, 700	310, 500	343, 600	361,000	388, 800
17		203, 100	246, 000	297, 200	315, 500	349, 600	366, 400	393, 400
18		205, 900	249, 700	301, 100	319, 600	354,000	371, 100	397, 700
19		207, 900	253, 200	304, 800	323, 500	358, 200	375, 300	402, 000
20			255, 900	307, 700	326, 900	362, 300	379, 500	406, 200
21			258, 600	310, 400	330, 000	366, 400	383, 700	410,000
22			261, 200	313, 100	333, 200	370, 400	387, 400	
23			263, 800	315, 900	336, 400	374, 400		
24			266, 200	318, 700	339, 500	378, 000		
25			268, 600	321, 400	342, 500			7 7
26	2 - 1	2 2 2 5	271,000	324, 100	345, 300			
27			273, 300	326, 700				
28			275, 500	329, 100				
29			277,700				<del>-                                    </del>	
30		77 77	279, 900					

#### (口) 医療職給料表(第三条関係)

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
1	245, 900 <sup>円</sup>	281,300 <sup>円</sup>
2	257, 500	293, 300
3	269, 400	305, 300
4	281, 300	317, 200
5	293, 200	329,000
6	305, 000	340, 900
7	316, 800	352, 900
8	328, 500	364,900
9	340, 200	376,800
10	351, 800	388,500
11	362, 000	400,100
12	371,700	411,000
13	381, 200	421,800
14	390, 400	432,400
15	399, 500	442,900
16	408, 600	452, 900
17	417, 600	462, 800
18	426, 600	472,600
19	433, 600	482, 400
20	440, 300	489,700
21	446, 400	497,000
22	450, 800	502, 000
23	455, 100	506, 800
24	459, 300	518, 400
25	463, 300	527, 100
26	467,000	535, 200
27		541,700
28		547, 200
29		552,000

#### 附則

## (施行期日等)

- 1 条の次に一条を加える改正規定は、平成二年四月一日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第二条第一項の改正規定並びに第十一
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正 から適用する。 の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成元年四月一

## (最高号給等の切替え等)

間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。 号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期 平成元年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の

# (切替期間における異動者の号給等)

**員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は** こととなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職 給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受ける 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の三

給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

めるところにより、必要な調整を行うことができる。 の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定 る号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日におけ

(旧号給等の基礎)

料月額は、改正前の条例及びこれに基づく町規則の規定に従って定められたものでなければならな 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給

(給与の内払)

7 は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与

(規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町規則で定め

る。